○○○幼稚園運営規程

**○の部分は各園で記入してください。**

**このひな型はあくまでも参考例です。各幼稚園型認定こども園の状況に応じて適宜修正願います。**

**運営規程の内容が既存の園則（学則）に網羅されている場合は、運営規程を省略できます。網羅されていない場合は、以下のいずれかの方法でご対応ください。**（ア）学則（園則）に当該事項をすべて追加し、学則（園則）をもって運営規程とする。

（イ）運営規程を新たに作成し、当該事項を記載するとともに、運営規程として定めるべき事項のうち学則（園則）に定めのある事項については、運営規程中に「○○につい　　ては、○○幼稚園園則（平成○年○月○日制定。以下「園則」という。）第○条に定めるとおりとする。」と記載する。

（ウ）運営規程を新たに作成し、運営規程として定めるべき事項について、学則（園則） に定めのある事項も含めて、すべての事項を記載する。

**○の部分は各園で記入してください。**

**このひな型はあくまでも参考事例です。各園の状況に応じて適宜修正願います。**

**≪≫内は、保育所型認定こども園の場合の記載例です。**

（施設の目的）

第1条　○○○幼稚園（以下、「本園」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及びなごや子どもの権利条例（平成20年名古屋市条例第24号）の理念にのっとり、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

（施設の運営方針）

第2条　乳幼児期における教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるため、その提供に当たっては、乳幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、家庭や地域での生活を含め園児の生活全体が豊かなものとなるように努めるものとする。

2　 教諭等は、園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するように努めるものとする。

（施設の名称等）

第3条　施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称　　　○○○幼稚園

認可されている名称・所在地を記載してください。

(2) 所在地　　名古屋市○○区○○○○

（提供する特定教育・保育の内容）

第4条　本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第1号）及び幼稚園教育要領（文部科学省告示第62号）等を踏まえ、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を適切に行うものとする｡

(1) 教育・保育の提供

(2) 給食の提供

(５)～(10)については、実施しているもののみ記載してください。

（７）は一時預かり事業（幼稚園型）を実施せず、預かり事業を実施している場合は「預かり保育」と記載してください。

(3) その他教育・保育にかかる行事等

(4) 障害児保育

(5) 産休あけ保育

(6) 延長保育事業

(7) 一時保育事業

(8) 一時預かり事業（幼稚園型）

(9) 休日保育事業

(10) 産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業

(11) 子育て支援事業

各園の職員配置の状況に応じて記載してください。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条　本園に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 園長　　1名（常勤職員）

園長は、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(2) 副園長　　○名（常勤職員）

副園長は、園長を補佐し、命を受けて園務を処理する。

(3) 教頭　　○名（常勤職員）

教頭は、上司を補佐し、命を受けて園務を整理するとともに、必要に応じて園児の教育を行う。

(4) 主幹教諭　　○名（常勤職員）

主幹教諭は、上司を補佐し、命を受けて園務の一部を整理するとともに、園児の教育を行う。

(5) 指導教諭　　○名（常勤職員）

指導教諭は、園児の教育を行うとともに、教諭その他の職員に対して、教育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

(6) 教諭　　○名（常勤職員○名、非常勤職員○名）

教諭は、園児の教育を行う。

(7) 主幹養護教諭　　○名（常勤職員）

主幹養護教諭は、上司を補佐し、命を受けて園務の一部を整理するとともに、園児の養護を行う。

(8) 養護教諭　　○名（常勤職員○名、非常勤職員○名）

養護教諭は、園児の養護を行う。

(9) 主幹栄養教諭　　○名（常勤職員）

主幹栄養教諭は、上司を補佐し、命を受けて園務の一部を整理するとともに、園児の栄養の指導及び管理を行う。

(10)栄養教諭　　○名（常勤職員○名、非常勤職員○名）

栄養教諭は、園児の栄養の指導及び管理を行う。

(11)事務職員　　○名（常勤職員○名、非常勤職員○名）

事務職員は、事務に従事する。

(12)助教諭　　○名（常勤職員○人　非常勤職員○人）

助教諭は、教諭の職務を補佐する。

(13)講師　　○名（常勤職員○人　非常勤職員○人）

講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。

(14)養護助教諭　　○名（常勤職員○人　非常勤職員○人）

養護助教諭は、養護教諭の職務を補佐する。

(15)特別の事情のあるときは、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

(16)その他、必要に応じて職員を配置することとする。

（教育及び保育を提供する日）

第6条　教育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、次の日を除く。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「国民の祝日」という。）及び12月29日から1月3日まで

(2) 本園が別に定める春季休業、夏季休業及び冬季休業

(3) その他園長が必要と認めた日

2　 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

3　 休日保育事業における保育の提供する日は、日曜日及び国民の祝日とする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。

下線部分は例示

各園で定めるそれぞれの保育時間、開所時間等を記載してください。

**ひな形における(1)(2)の時間（下線部分）は、以下の場合の記載例として掲載しております。**

【例】

教育時間　９時００分から15時00分

保育標準時間認定にかかる保育時間　 7時30分から18時30分

保育標準時間認定にかかる延長保育　18時30分から19時30分

保育短時間認定にかかる保育時間　　 8時30分から16時30分

保育短時間認定にかかる延長保育　　 7時30分から8時30分

　　　　　　　　　　　　　　　　　16時30分から18時30分

（教育及び保育を提供する時間）

第7条　教育を提供する時間は、9時00分から15時00分とする。

2 　保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定にかかる保育時間は、7時30分から18時30分までの範囲内で、園児の保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定にかかる保育時間は、8時30分から16時30分までの範囲内で、園児の保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで及び16時30分から18時30分までの範囲内で、短時間延長保育を提供する。（保育短時間認定を受けた保護者は、短時間延長保育終了後、19時30分までの範囲において、保育標準時間認定を受けた延長保育料にて延長保育の提供を受けることができる。）

(3) 一時預かり事業（幼稚園型）の利用時間は、教育を提供する9時00分から15時00時を除く、15時00分から19時30分とする。

　長期休業日における利用時間は9時00分から19時30分とする。

(4) 休日保育事業の利用時間は、○時○分までとする。ただし、事業実施日において利用者のいない時間帯がある場合は、利用者に支障のない範囲内で当該時間帯の事業実施をとりやめることができる。

延長保育、一時預かり事業（幼稚園型）又は預かり保育、休日保育の実施状況により記載して下さい

（利用者負担額等の受領）

第8条　本園は、教育及び保育を提供した際は、園児の保護者から利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 　本園は、前項の支払を受ける額のほか、別表に掲げる教育・保育において提供される便宜に要する費用及び教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価の支払を園児の保護者から受けることができるものとする。

3 本園は、前2項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用にかかる領収証を当該費用の額を支払った園児の保護者に対し交付するものとする。

4 　本園は、第2項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに園児の保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、園児の保護者に対して説明を行い、同意を得るものとする。

（利用定員）

第9条　本園の利用定員は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下、「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおりとする。

(1) 法第19条第1項第1号の子ども　　○○人

(2) 法第19条第1項第2号の子ども　　○○人

(3) 法第19条第1項第3号の子どものうち、満1歳以上の子ども　　○○人

(4) 法第19条第1項第3号の子どものうち、満1歳未満の子ども　　○○人

（教育の利用開始、終了に関する事項）

第10条　教育・保育給付認定を受けた保護者で、現に監護している幼児について教育の利用をしようとするものは、必要な添付書類とともに、入園願書を所定の期日までに園長に提出するものとする。

2 　教育の利用の申込みがあった幼児の数が前条1号に掲げる定員を超える場合にあっては、○○の方法により、入園児の選考を行うものとする。

3 　園児が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該園児にかかる教育の提供を終了することとする。

(1) 園児の保護者が利用の基準に該当しなくなったとき。

(2) 前号のほか、本園の利用を継続することが困難な事由があるとき。

（保育の利用開始、終了に関する事項）

第11条　教育・保育給付認定を受けた保護者で、現に監護している乳児・幼児について保育の利用をしようとするものは、保育利用申込書を当該保護者の住所地を所管区域とする社会福祉事務所の長（以下「事務所長」という。）に提出するものとする。

2 　保育の利用の申込みがあった乳児・幼児の数が施設の定員を超える場合にあっては、事務所長が名古屋市長の定める基準により調整を行うものとする。

3 　園児が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該園児にかかる保育の提供を終了することとする。

(1) 園児が小学校へ就学したとき。

(2) 園児の保護者が、法第19条第2号又は第3号に基づく教育・保育給付認定を受けられなくなったとき。

(3) 前号のほか、本園の利用を継続することが困難な事由があるとき。

（利用の申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第12条　本園は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由が無ければ、これを拒まないものとする。

（園児を平等に取扱う原則）

第13条　本園は、園児の国籍、信条、社会的身分又は教育・保育の提供を要する費用

　を負担するか否かによって園児に対し差別的扱いをしない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第14条　本園は法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力するものとする。

（緊急時等の対応方法）

第15条　本園の職員は、現に教育及び保育の提供を行っているときに園児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該園児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

（非常災害対策）

第16条　本園は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

2　 本園は、非常災害に備えるため、少なくとも毎月1回は避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

3　 本園は、非常災害に備え、園児及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めるものとする。

（防犯及び事故防止）

第17条　本園は、園児の安全を確保するため、防犯及び事故防止に関し必要な措置を講ずるものとする。特に事故については以下の措置を講じる。

（１）事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための

指針を整備する

　（２）事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実

　　　　が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

　（３）事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。

　（４）教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに名古屋市、当該園児の

家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

　（５）事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

　（６）教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに

行う。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第18条　本園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

（苦情解決）

第19条　本園は、その提供した教育及び保育に関する園児又は園児の保護者その他の当該園児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、以下の措置を講ずるものとする。

（１）苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

　（２）苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

　（３）提供した教育・保育に関する園児等からの苦情に関して名古屋市が実施する事業

に協力するよう努める。

（４）法第14条第1項の規定により名古屋市が行う報告もしくは帳簿書類その他の物

　　　件の提出若しくは提示の命令又は名古屋市の職員からの質問若しくは設備若しく

　　　は帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および名古屋市が行う調査に協力すると

　　　ともに名古屋市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必

　　　要な改善を行う。

　（５）名古屋市からの求めがあった場合には、改善の内容を名古屋市に報告する。

（記録の整備）

第20条　本園は、園児に対する教育及び保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) 教育及び保育の提供に当たっての計画

(2) 提供した教育及び保育にかかる必要な事項の提供の記録

(3) 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）」第19条に規定する市町村への通知にかかる記録

(4) 園児の保護者等からの苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（その他運営に関する重要事項）

第21条　本園は、その事業の運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにするものとする。

附　則

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

【別　表】

1 　教育・保育の提供に要する実費または教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価にかかる利用者負担（便宜に要する費用または特定負担額）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 項目 | 内容、負担を求める理由及び目的 | 金額 |
| 便宜に要する費用 | 3歳児クラス以上にかかる主食費 | 本園は3歳児クラス以上に対し、主食（米飯及びパン）の提供を行い、その費用の負担を求めるもの。  ※食物アレルギー等特別の配慮を要する事情により、主食の提供を行わない場合には、主食費が減免される。 | 月額　○○○円 |
| 3歳児クラス以上にかかる副食費 | 本園は3歳児クラス以上に対し、副食（主食以外）の提供を行い、その費用の負担を求めるもの。  ※食物アレルギー等特別の配慮を要する事情により、副食の提供を行わない場合や年収360万円未満相当世帯又は第3子以降のお子さんは、副食費が減免される。  月額4,500円を目安に、各施設において定めた副食費の金額を記載してください。1号・2号で金額等が違う場合は、その旨も記載してください。 | 月額　○○○円 |
| 教材費 | ○○○○・・・・・・ | 年額　○○○円 |
| 行事への参加費用 | ○○○○・・・・・・ | 年額　○○○円 |
| 特定負担額 | ○○費 | ○○○○・・・・・・ | 月額　○○○円 |

2 　延長保育にかかる利用者負担

各園で定める利用者負担額を記入してください。以下の2、3は、参考として本市の定める上限額を掲載しています。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 費用 | 延長時間 | 区分 |
| 延長  保育 | 飲食  物費 | 1時間 | 提供した飲食物費の実費相当額と月額1,000円を比較して少ない方の額 |
| その他 | 提供した飲食物費の実費相当額 |
| 事業の  運営費 | 1時間 | 生活保護世帯及び当該年度分（4月から8月までにあっては前年度分）市町村民税が非課税の世帯に属する子ども（特別保育事業Ａ階層・Ｂ階層）　　日額　0円 |
| 当該年度分（4月から8月までにあっては前年度分）市町村民税が均等割のみもしくは所得割額40,800円未満の世帯に属する子ども（特別保育事業Ｃ階層）  日額　100円 |
| 当該年度分（4月から8月までにあっては前年度分）市町村民税が所得割額40,800円以上の世帯に属する子ども（特別保育事業Ｄ階層） 　　　　　　日額　200円 |
| その他 | 1時間の額を参考として園長が定める額 |

3 　短時間延長保育にかかる利用者負担

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 短時間  延長 | 事業の  運営費 | 1時間  2時間  3時間 | 生活保護世帯及び当該年度分（4月から8月までにあっては前年度分）市町村民税が非課税の世帯に属する子ども（特別保育事業Ａ階層・Ｂ階層）　　日額　0円 |
| 当該年度分（4月から8月までにあっては前年度分）市町村民税が均等割のみもしくは所得割額40,800円未満の世帯に属する子ども（特別保育事業Ｃ階層）  日額　100円 |
| 当該年度分（4月から8月までにあっては前年度分）市町村民税が所得割額40,800円以上の世帯に属する子ども（特別保育事業Ｄ階層） 　　　　　　日額　200円 |

4 一時預かり事業（幼稚園型）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 利用時間 | 金額 |
| 平日の預かり | ○時○分～○時○分  （○時○分～○時○分の教育時間を除く） | 日額　○○○円 |
| 休日の預かり | ○時○分～○時○分 | 日額　○○○円 |
| 長期休業の預かり | ○時○分～○時○分 | 日額　○○○円 |

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付制度等の損害賠償保険に関する利用者負担額を記載して下さい。

5　○○○○にかかる利用者負担

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 利用者負担額 |
| Ａ階層 | ○○円 |
| Ｂ階層、Ｃ階層 | ○○○円 |